

委員および一般からのご意見

委員から流域委員会への意見、指摘 (2006/11/22 ~ 12/6 第 53 回委員会以降)
委員からの意見はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見 (2006/11/22 ~ 12/6 第 53 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内容
733	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/12/6	「伊賀市水道事業の向う先 = 伊賀市水道統計より = 」が寄せられました。別紙733-1をご参照下さい。
732	伊賀・水と緑の会 畑中尚氏	06/12/4	「三重県の意見書」、「伊賀市の意見書」についてのご意見が寄せられました。別紙732-1をご参照下さい。
731	山岡久和氏	06/11/27	水位操作WG意見書(案)へのご意見が寄せられました。別紙731-1をご参照下さい。
730	近藤ゆり子氏	06/11/24	「流域委員会休止報道に関連して近畿地方整備局長へ送付した文書」が流域委員会へのご意見として寄せられました。別紙730-1をご参照下さい。
729	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/11/23	「住民参加のさらなる進化に向けて = 住民参加部会(案)の大欠陥 = 」が寄せられました。別紙729-1をご参照下さい。
728	細川ゆう子氏	06/11/22	「河川管理者よ！住民だって泣いている」が寄せられました。別紙728-1をご参照下さい。

二つの本気が淀川水系流域委員会の議論を変えた

尼崎市 細川 ゆう子

残念な報告をしなければならない。12月16日に開催する予定だった集会ができなくなった。私は、委員の任期中水害現場の視察に行って以来、地元でハイブリッド堤防の必要を訴えてきた。そこへ8月22日の内水による浸水被害が起こった。内水だけでも床上浸水の被害が出ることは、つらい現実だった。記録的な集中豪雨の上に、落雷によって北部浄化センターが停電し、ポンプが25分間止まったことが原因だった。ポンプが止まれば浸水は免れないことは、市の下水道課に聞いたとおりだった。今本先生に基調講演をお願いして、猪名川河川事務所、尼崎市都市整備局、地元の地縁団体、私自身も会員である住民団体に協力をお願いした。

ところが交渉を始めてみると、尼崎市の感触が思わしくない。「8月22日の水害については説明責任がある」と言いつつ、パネリストは遠慮したいと言う。対応を検討すると言ったきり、連絡もない。さらに、地元の地縁団体の長から呼び出され、開催を見合わずように説得を受けた。このあいだまで「確かに、阪急の鉄橋の上流は堤防が低い」と言っていたのに「あそこは安全だ。対策は必要ない」と言う。「これはとても協力してくれそうもない。協力してもらえなければ、300人規模のイベントはできない」と考え、会場をその地縁団体の会館のホールに切り替えた。もう一つの団体には協力を取り付けたので「まあ、50~100人規模なら何とかなる」と踏んだからだ。そこで、委員会の席上でも案内を配った。話はまだ続く。次の日、協力を取り付けた団体の元代表から「パネリストを降りるように勧められた」との連絡があり「開催を再考したほうがいい」と言われた。この住民団体は、尼崎市の80周年記念振興事業「自然と文化の森構想」策定のために集められた住民が立ち上げたもので、尼崎市との協働の活動が評価されて総務大臣賞などももらっているが、地元の社協からは「勝手なことをするな」と、イベントをするたび圧力をかけられている。彼らにこれ以上迷惑はかけられないので、開催は断念した。

住民の意見とは、何だろう。地域のコミュニティが密接だったころは、もとは庄屋とか大地主の家柄の人間が地域の意見をまとめることができた。行政もそういう人たちに住民の意見のとりまとめを依頼し、それがまかり通ってきた。今や町には新しい住民が流入し、それぞれの考えでグループを作り、自由に活動している。たまたま見たテレビの報道によると、河川に関連する住民団体の数は2000以上に及ぶと言う。ダム反対、賛成、河川の清掃、希少種の保護、環境教育など、その取り組みは多岐に渡り、全てを掌握し合意形成するなど不可能だ。かつて住民の代表だった人たちは、ただ国や自治体の意向に同意し、住民のために何をすべきか自分で考えることも行動することもせず、むしろ住民の自主的な活動を阻害するように成り果ててしまった。彼等からいくら合意を取りつけても、住民団体の反対を抑えることはできなくなった。そんな実質の伴わな

い住民代表を育ててしまったのは、他ならぬ行政だ。

淀川水系流域委員会を引き受けたとき、河川管理者は委員に何も要求しなかった。どこぞのやらせ発言問題を起こした省庁とは、大した違いだ。その代わり「地域の特性に詳しい委員」が何をすべきかまったくわからなかった。何より住民の意見を取り入れて河川整備計画を策定するという自体、河川管理者がどこまで本気か信じられなかった。何十年も、どう反対したって進む事業を止めることなどできなかったのだ。不信が先に立つのは、しかたがないと思う。

けれど、不信などふっ飛ぶ出来事が起こった。中間取りまとめの作業部会で見せられた一枚のペーパー。「破堤による水害が起こるたび、その堤防は頑丈になるが、次は別のところが破堤する。破堤の輪廻から脱却しなければならない」と河川管理者自身が書いたものだった。「河川管理者は本気だ。これは、大変な仕事を引き受けてしまった」と思った。もう一つは、中間取りまとめ。一部のフレーズ「ダムは原則として採用しない」だけが一人歩きして、「淀川水系流域委員会は脱ダムだ」というイメージが定着してしまったが、「自然環境を破壊する恐れが大きい」というフレーズが重要だと思う。河川管理者も河川工学者も、それまでダムのメリットしか主張してこなかった。河川工学者が自らダムにも問題点があると書いたことに、本気を見た。自分を省みず、他人を批判することは容易い。けれども、自分が誇りを持ってやってきたことにも問題があると認めることはとても勇気がいる。

この二つの本気が、淀川水系流域委員会を、違う立場同士の批判しあいではなく、「新たな川づくり」をめざす建設的な議論の場にしてくれた。住民の行政不信、御用学者不信を払拭してくれた。確かに、流域委員会に関わるみんなが、同じ話し合いのテーブルにつけたという手ごたえがあった。この二つの本気に、住民もまた答えなければならない。まず、今までの経験や知識にとらわれず、謙虚に学ばなければならない。そして今までの主張はいったん白紙に戻して、自分で一から考え直すことだと思う。それができないのなら、河川管理者と住民は同じ話し合いのテーブルにつくことはできない。今、河川管理者の住民不信が河川整備計画の議論を困難にしている。住民がどう本気を見せれば、河川管理者は住民不信を払拭してくれるのだろう。淀川水系流域委員会休止問題は、住民にも自らを省みることを求めている。そして、どんな住民と話し合うかが、河川管理者に問われているのだ。

『伊賀市水道事業の向う先』

=伊賀市水道統計より=

'06-12-5

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. 水需要推計の大幅見直しが必要。

当研究所が三重県環境森林部水質改善室より3年に渡って得た「伊賀市水道統計」中の主要項目を表にした。下記〔表1-1〕。又参考の為、平成15年度三重県企業庁発表の「給水対象6市町村における水需要の推計」表を次頁に示す。〔表1-2〕

年度 内訳	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
行政区 域内人口 (人)	100,083	99,695	99,277	98,911	98,715	98,211
給水区 域内人口 (人)	89,504	89,393	88,929	91,898	91,459	91,834
現在 給水人口 (人)	88,137	87,991	87,649	89,299	89,063	86,066
一日最大 給水量 (m ³ /日)	48,136	47,398	48,363	49,699	45,185	47,305
一日平均 給水量 (m ³ /日)	40,149	39,383	39,332	38,894	39,252	41,191

〔表1-1〕 「伊賀市水需要主要項目-推計と実績の推移」

上記の表で、平成14年度迄の各数値と、その同列に並ぶ平成15年度から17年度迄の数値は「実績値」である。平成15年以降の3年度における上段は「推計値」(平成15年、水需要見直し時)であった。

行政区域内人口は、平成6年を頂点に減少に転じ、平成12年から明確な下降線を描くようになった。その6年後の減少数は実に1,872人(約1.9%)で、推計より521人も多い減り方なのである。この割合で減少すると見做しても、 $[98,211^{(A)} - (\frac{1872^{(A)}}{6^{(年)}} \times 13^{(年)})] = 94,155^{(A)}$ が平成30年度の推定人口であり、現在推計値96,173人より2,018人も下回る訳だ。〈No.3に続く〉

◎給水対象6市町村における水需要の推計

項目		年度															計 画 値	
		1993 H5	1994 H6	1995 H7	1996 H8	1997 H9	1998 H10	1999 H11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2017 H29	2018 H30		
行政区域内人口 (人)		100,473	100,992	100,874	100,924	100,899	100,755	100,547	100,093	99,695	99,277	99,093	98,905	98,732	96,527	96,173	96,173	
給水区域外人口 (人)		19,623	14,451	15,571	11,310	11,058	10,923	10,808	10,579	10,302	10,348	9,373	9,335	8,908	4,315	4,285		
給水区域内人口 (人)		80,850	86,541	85,303	89,614	89,841	89,832	89,739	89,504	89,393	88,929	89,720	89,570	89,824	92,212	91,888	91,888	
給水人口 (人)		78,363	84,160	83,340	87,711	88,022	88,357	88,214	88,137	87,991	87,649	88,523	88,455	88,791	92,136	91,888	91,888	
給水普及率 (%)		96.92	97.25	97.70	97.88	97.98	98.36	98.30	98.47	98.43	98.56	98.67	98.76	98.85	99.92	100.00	100	
有 効 水 量	生活用	一人一日使用水量 (L/人/日)	226	233	235	240	238	245	247	247	248	250	255	257	259	277	278	
		一日平均使用水量 (m ³ /日)	17,743	19,611	19,572	21,046	20,992	21,684	21,764	21,793	21,821	21,912	22,551	22,721	22,959	25,478	25,514	
	業務・ 営業用	新規開発使用水量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	404	604	1,461	1,471	
		一日平均使用水量	5,039	5,719	7,061	5,848	6,161	7,076	7,135	7,294	7,187	7,129	7,401	7,500	7,595	8,573	8,645	
		計 (m ³ /日)	5,039	5,719	7,061	5,848	6,161	7,076	7,135	7,294	7,187	7,129	7,700	7,904	8,199	10,034	10,116	
	工場用	新規開発使用水量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,248	6,341	
		一日平均使用水量	2,727	2,802	2,746	2,814	2,584	2,465	2,509	2,899	2,812	2,810	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005	
		計 (m ³ /日)	2,727	2,802	2,746	2,814	2,584	2,465	2,509	2,899	2,812	2,810	3,005	3,005	3,005	8,253	9,346	
	その他用	一日平均使用水量 (m ³ /日)	1,344	1,436	520	1,614	1,760	808	873	828	752	785	876	876	876	876	876	
	一人一日有収水量 (L/人/日)		342.7	351.3	358.8	357.1	357.8	362.5	365.9	372.3	370.2	372.3	385.6	390.1	394.6	484.5	499.0	
	有収水量計 (m ³ /日)		26,953	29,568	29,899	31,322	31,497	32,033	32,281	32,814	32,572	32,636	34,132	34,506	35,039	44,641	45,852	
	無収水量 (m ³ /日)		594	579	640	699	766	731	587	588	598	622	609	609	617	705	711	
	有効水量計 (m ³ /日)		27,447	30,147	30,539	32,021	32,263	32,764	32,868	33,402	33,170	33,258	34,735	35,115	35,656	45,346	46,563	
無効水量 (m ³ /日)		7,279	5,905	6,094	6,445	6,252	5,456	6,485	6,747	6,213	6,074	6,171	5,979	5,815	3,715	3,523		
一日平均給水量 (m ³ /日)		34,726	36,052	36,633	38,466	38,515	38,220	39,353	40,149	39,383	39,332	40,906	41,094	41,471	49,061	50,086	50,086	
一人一日平均給水量 (L/人/日)		443.1	428.4	439.6	438.6	437.6	432.6	446.1	455.5	447.6	448.7	462.1	464.6	467.1	532.5	545.1		
一日最大給水量 (A) (m ³ /日)		43,654	44,577	45,701	47,129	47,099	46,261	46,720	48,136	47,398	48,363	51,352	51,592	52,079	61,393	62,633	62,633	
一人一日最大給水量 (L/人/日)		557.1	529.7	548.4	537.3	535.1	523.6	529.6	546.1	538.7	551.8	580.1	583.3	586.5	666.3	681.6		
有収率 (%)		77.3	82.0	81.6	81.4	81.8	83.8	82.0	81.7	82.7	83.0	83.4	84.0	84.5	91.0	91.5	91.5	
有効率 (%)		79.0	83.6	83.4	83.2	83.8	85.7	83.5	83.2	84.2	84.6	84.9	85.5	86.0	92.4	93.0	93.0	
負荷率 (%)		79.5	80.9	80.2	81.6	81.8	82.6	84.2	83.4	83.1	81.3	79.7	79.7	79.6	79.9	80.0	80.0	

しかし、人口減少の主役は高齢者世代の動向と産業の衰退、少子化傾向にある。もともと伊賀地方は大都市や工業地帯の中心から遠く、農林業関係が主体の場にある。工場誘致に於て、大工場は龜山市に集中し、伊賀市内では成功していない。市民は高年齢化著しく、これからが本格的な減少の時代となり、若年労働者層の市外転出を含め毎年1,000人位の住民票移動が起るのでほと心配されている。経済産業省「地域経済研究会」が平成17年末に発表した「2030年経済規模予測」に於て、「域内総生産の変化率がマイナス23.0%、「人口の変化率はマイナス26.2%と推算されている。この人口変化率を平成16年度人口に基準を置いて計算すると、以下のようになる。

$$\left[98,715 \times (1 - 0.262) \right] \approx 72,851 \text{人} \therefore \text{減少数} 25,864 \text{人}$$

三重県は「西部広域圏広域的水道整備計画」(伊賀水道用水供給事業)では、国立「社会保障・人口問題研究所」が行っている「コホート要因法」が、将来人口予測法で理論的に優れていると思ひ、これ迄の推計を行って来ているが、〔表 1-1〕に出ているようにタッタ3年で521人もの違いが明白になっているのである。去年から新聞で報じられているが、上記研究所の予測が度々外れている事は、既に周知の事実なのだ。この際、メンツにこだわらず、真摯な態度で「水需要推計の再度見直し」をするよう勧言するものである。

B. 水需要の適正な管理体制をとるべし。

まずは水道水の節約を進めなければならない。(詳細は色々と語られて来ているので省略する。)現在給水人口当りの一日平均給水量が多過ぎる。478ℓ/日・人は営業用・工業用などの使用があるにしても、400ℓ/日・人にもっていくようにすべきであるし、又それは可能である。

河川の「流水占用の実態」を見直さなければならない。「許可水利権」と「慣行水利権」がダブっている事など、「かんがい用水の把握」は真の暗闇のまゝである。河川管理者がザル法を変え、真剣に取り組む事が求められている。

2006.12.4

淀川水系流域委員会様

伊賀・水と緑の会 畑中尚

いつもお世話様です。メールにて3分間発言をいたします。

最初に言いたいのは、97年の河川法改正とその趣旨に基づいて淀川水系流域委員会が設置され、審議が開始されました。

2年間の協議の集大成として『提言』が纏められました。当時全国にもそして何よりも流域住民に大きな衝撃と感動を与えたものです。

これを受けて国交省近畿地方整備局は今後20年～30年間の河川整備計画の策定に入ると想っていましたところ、淀川水系流域委員会は引き続き審議継続・自然環境に与える重大な影響に対して詳細な資料提出・水需要の精査確認を求め、流域住民からも意見の汲み取りに多大なご努力をしていただきました。本当に有難うございました。

三重県の意見書について

- 1、伊賀水道用水供給事業（伊賀用水）（伊賀水道）とするのがいい。県の言う水の『卸屋』部分を強調するのではなく、受水する側は「水道」「用水」と日常使用している。こんなことよりもっと大事なことがある筈。
- 2、ダム建設が遅れると費用の増嵩になる。その責任は「淀川水系流域委員会にある、早く審議を終えよ」という。まさに本末転倒である。近畿地方整備局は『休止』を言い出す始末。ならば総事業費、水道水の水価の公表、1トン411円はどうなるのか、費用対効果、事業費の調達・償還即ちアロケの公表には一切口を噤んできた。自己水源の廃止の方針はダムありきできたためであり、あらゆる角度からの代替案の検討結果を示せば審議促進になった。県議会・市議会の議決があるなら提出しなさい。三重県にも重大な責任がある。
- 3、「伊賀水道事業」についての淀川水系流域委員会の指摘に全面賛成します。遠くの水より近くの水・一点集中型巨大型より分散地域密着に根ざした水道事業をと提唱してきた。
- 4、人口予測についてはやっと合意の目途が付いてきた。水道事業者・県企業庁は過大な予測をしてきた。このように合意を目指してほしい。
- 5、農業用水の転用を述べているのに、県は森井堰の設置場所云々を言う問題は違う。
- 6、総じて言うなら自然環境に触れていない、河川法改正の趣旨がわかっていない、長良川の二の舞を更に続けようというのか。再度の意見書提出を求めたい。

伊賀市の意見書について

- 1、工業用水(工場用)現在 3005 トン/日を H30 には 9346 トン/日にしたい。差し引き 6341 トン/日である。いつの間に 7100 トン/日になったのか、小さいことだが数値をいうなら正確な情報を住民に知らせるべきである。
- 2、三重県の項でも述べたが自己水源廃止はダム建設を前提にしているからだ。この行政方針の転換、行政改革を淀川水系流域委員会は指摘していただいている。何よりも後世に財政破綻・自然環境破壊に思いを抱けと警告していただいている。率直に何故受け止められないか。
- 3、財政問題について一言も述べていない。ダム建設の費用はどこからくるのか、水道水の料金の見通しは、住民の不安は解消されない。
とにかくダム建設推進では困ると言って置きたい。

2006.11.24

淀川水系流域委員会様

宇治市菟道
山岡久和

水位操作WG意見書(案)に加えていただきたいことがあります。

はじめに、この淀川水系流域委員会を立ち上げられ、運営されてこられました河川管理者、学識経験者、それを支えている多くの市民等の崇高な思いが、いまさらながら日本の河川行政のあり方について燦然と輝いていることに感謝している一人であります。

しかしながら、この委員会のやり方が不満なのか、意見が不満なのか、委員が不満なのか明確に言わないで休止しようとされています。

よくわからない理由を並べられていますが、見えてきたのは、国の方針に従わない淀川水系流域委員会(委員が、意見が、物言う住民)が不満であるということでもあります。

これは、社会の進歩を望まず、お上に従順な社会を維持するために民主主義の形骸化を図ろうとする改革を望まない人の考えるやり方と同じであります。次世代のためにも断じて許してはなりません。

淀川水系流域委員会はぶれることなく初心を貫徹されることを期待します。

さて、委員会の審議内容について意見を述べます。

平成 18 年 11 月 21 日の水位操作WG審議の中で琵琶湖がダムであるのかどうか審議されましたが、一つの例があります。

「淀川流域を対象とした流域予測シュミレーションシステムの開発」というテーマのパネルの中で・・・また、この流域に存在する主要なダムは、琵琶湖流域の瀬田川洗堰、宇治川流域の天ヶ瀬ダム、木津川流域の比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、高山ダム、布目ダム、桂川流域の日吉ダムの8つであり、利水や治水に利用されている。といわれています。(このパネルは、京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 平田智行、菅野浩樹、京都大学防災研究所社会防災研究部門 佐山敬洋、立川康人、竇 馨)

琵琶湖はダムでないのかもしれませんが、瀬田川洗堰はダムであります。もっとも河川法で言うダムの定義からは、はずれています。(直高 15 m以上)

しかし、琵琶湖をダム化して運用しているのは現実ではありませんでしょうか。

つぎに、水位操作の試行およびその評価で、琵琶湖水位 淀川水位(淀川大堰、枚方)とありますが、洗堰の操作を直接受けている天ヶ瀬ダムと宇治川の生態系についても、是非、意見を述べていただきたいと願うものであります。

その理由は、

琵琶湖洗堰の水位操作が天ヶ瀬ダムと宇治川の流量に直接影響していること。

普段は平水位時も出水時も琵琶湖洗堰の水位操作であります。宇治川洪水のための洗堰の全閉操作か天ヶ瀬ダム洪水調整を行うのは数年に一度程度の天ヶ瀬ダム上流域で洗堰下流までのエリアの主に大戸川出水時の2～3日位でしかないこと。(天ヶ瀬ダム集水エリアで琵琶湖を除く。)

天ヶ瀬ダムの上流域で喜撰山揚水発電所が運転していること。

琵琶湖の浸水被害の軽減のための、1,500m³/s能力を目指しての宇治川改修工事が行われたことであります。その結果、宇治川環境は大変に破壊されました。

琵琶湖洗堰の操作と天ヶ瀬ダムの操作が流入＝流出で操作がされているので、天ヶ瀬ダムの能力を上げれば琵琶湖の水位操作の幅ができ、琵琶湖環境改善につながるの理解できます。

しかし、ここでは景観と治水についてはあえて述べませんが、その結果、宇治川の生態系の破壊について計り知れないものがありますが、淀川水系流域委員会としてどのように把握されておられるのか理解できません。

平成18年6月26日に国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所、淀川ダム統合管理事務所と淀川水系流域委員会に宇治市商工会議所、社団法人宇治市観光協会、宇治川漁業共同組合が要望書を出されました。

このことに応じて淀川河川事務所は、内容は別としても要望者に対して直ちに「生態系の研究会」らしきものを立ち上げようとされていますが、淀川水系流域委員会は何のコメントもありません。

私は、これらの団体がまとまり意見を出されるには相当の決意があったからであり、現実の問題として耐えに耐えてこのままではいけないとの想いから出されたものであり、大変に重みのあるものと思います。

まさに住民意見聴取WG検討会で言われているサイレントマジョリティーからの発信であります。

同じように平成16年12月24日に委員会の審議を得て、自治体の長として宇治市長から出された意見も同じです。今のところ、どの様に反映されているのかあまり見えてこないですが、これらの意見をどのようにして反映していただけるのか期待しています。

平成18年11月21日の水位操作WG意見書目次(案)たたき台の5.水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点として、基本的な考え方として「自然が自然をつくるのを助ける、川が川をつくるのを助ける」といわれていますが、宇治川塔の島地区は、これ以上壊しようがないくらいに人工の工作物で固め、さらに1,500m³/sを出来るように更に河川改修工事を行われようとしています。

主に琵琶湖の後期放流をするために宇治川を放水路にしようとしています。

今、宇治川は、琵琶湖からの原因不明の泡が沢山流れています。

また、一旦天ヶ瀬ダムが放流すればその跡がくっきり残り、河床にはもろもろの沈殿物がたまっていきます。

多くの釣り人に聞いてもハエ、モロコ、ヒガイ、あゆ、うなぎ、などは激減して、形も小さくなったと言ひ、鯉やブラックバス、ブルーギル等が増えていると言われます。

私たちは、「ナカセコカワニナ」も大切かもしれませんが、昔のようにホタルや、しらすうなぎ等が育つ生態系全体の回復を願っています。

731 山岡久和氏

今日の宇治川に起きているような現象が、琵琶湖洗堰の水位操作が全ての原因とは思いませんが河川整備計画基礎案に対する意見書の答申の中で、自治体の長や一般住民の意見の反映を是非していただきたいと心から願うものです。

近畿地方整備局長 布村明彦様

2006年11月24日

近藤ゆり子

〒503-0875

岐阜県大垣市田町 1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119

11月4日にも、あなた宛てに「淀川水系流域委員会休止発言」に関してファクスを送った者です。

あなたの発言以来、1ヶ月経って、11月22日の第53回淀川水系流域委員会に、ようやく1枚のペーパーが出ました。

”10月24日局長就任記者会見における「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道について” (以下「報道について」という)

まさに「報道について」であって、近畿地方整備局(長としてのあなた)が、淀川水系流域委員会(以下、「淀川委」という)をどのように評価し、今後どうして行こうとしているのか、は少しもはっきりしませんでした。

そしてあなたご自身は出席されませんでした。谷本河川部長の説明も要領を得ないものでした。淀川委設置者(河川管理者と重なり合う)として果たすべき説明責任が、意図的に回避されてしまっています。

1. 「報道について」と谷本河川部長の発言

(1) 内容不明確な「報道について」

「報道について」では、記者会見時点での説明として

”時間的な関係で一旦、お休みになるとの見通しを述べたもの” ”休止するとかしないという方針を決めたという話ではなく”

としている一方、最後の段落では

”その後、大臣からも、『休止期間が長くならないよう、基本方針作成等の作業を精力的に進めるよう』ご指示いただいています”

として、現時点では「休止」はすでに決定済みであるというようなものでした。

分かりにくいものです。こうした肝心のことが明確でない(誤魔化しているように見える)「説明」は、事態を悪化させるだけです。「説明責任」を一体どのように考えておいでなのか。

(2) 連続性・継続性を保持するのが原則 (2 に続く)

河川管理者 (設置者) は、淀川委に、多くのことを諮問しました。その内容からは、河川管理者が、淀川委を、相当期間継続的に設置しておく意であると読み取れます (ダム等フォローアップ委員会の役割をも担わせようとしています。この「ダム等フォローアップ」は、その趣旨からして、5年未満の単発的委員会で担っていくものとは考えにくいものです)。

こうした淀川委の性格からすれば、連続性・継続性を保持することが原則です。まず、このことを明確にしたい。

「委員の任期が切れる」というようなことは中断 - 休止の理由にはなりません。手続き的問題で任期切れを生じ、連続性・継続性が保持できないとすれば、その責任は、設置者に帰すべきものです。しかし、谷本河川部長の口ぶりからは、そうした責任を負うという意識は微塵も感じ取れませんでした。

(3) 休止の理由は何か - 1

その「休止」判断の理由は、「報道について」では以下のようなことが前面に出ています。

” 河川整備計画の前提となる河川整備基本方針を審議する、社会資本整備審議会河川分科会基本方針検討小委員会において (* 中略) その検討に時間がかかることから、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要するとみこまれています。

現在の委員の任期は平成19年1月で切れますが、河川整備基本方針策定までには、なお時間を要すると見込まれることから、時間的な関係で一旦、お休みになるとの見通しを述べたものです。”

これによれば、布村明彦さんが本省河川計画課長として事務方責任者であった河川整備基本方針策定作業が遅れているから、近畿地方整備局長としての布村さんが淀川委を休止するのだ、というふうに見えます。

としたら、この事態に対して、まずは布村さんが国民に対して、そして淀川委員に対して、二重の責任を負って、まずは謝罪するべき (記者会見等で深々と頭を下げ、自ら処分を受ける?)、ということになります。

しかし、布村さんは「謝罪」云々以前に淀川委に出席して説明しようとさえしません。こうした態度は、河川管理者に対しての不信感を国民 (流域住民) に拡げます。

* 河川法改正からほぼ10年。淀川河川事務所でも基本高水流量・計画高水流量についての基礎資料からの検討を重ねてきたはずです。河川整備基本方針小委員会に「淀川水系」を諮るにあたっては、事務方として相当程度詰めていたはずです。他の河川など数時間の「審議」で河川整備基本方針案が承認された例は少なくありません。淀川水系に限って、まるですべてが「これから」検討するかのような物言いは却って不審を抱かせます。

(4) 休止の理由は何か - 2

一方、谷本河川部長の発言では、「休止」の大きな理由は「淀川委について、いろいろな意見があるので、いったん休止して見直しをしたい。その時間が欲しいから」ということのようにでした。

とするなら、少なくとも何が問題とされているのか、についての説明はあって然るべきです。説明がない以上、押し量るしかありません。

ア．「首長からの意見」ということ

「報道について」で

” なお一部報道で流域委員会の評判が悪いとの発言がありましたが、そのような事実はなく、地方公共団体の首長さんからは国土交通省は我々の意見よりも流域委員会の意見を大切にすぎているのではないかと、国土交通省へのおしかりを頂いたこともある、とのお話をしたものです。

”

とある部分です。

これに関連して谷本河川部長も同様なことを発言されました。「河川管理者として、淀川委から意見を聴くことと、流域自治体から意見を聴くこととの関係というか・・・河川管理者として検討しなければならない」と。

河川管理者として、河川法16条の2の第3項（この場合は淀川委）、第4項、第5項の関係を整理されること自体には、いささかも異論はありません。しかし、谷本河川部長の発言には、第4項は全く出てきませんでした。

そこから見えてくることは、「流域自治体首長から淀川委に対してプーイングがある。だから淀川委の影響力を減殺したい」という河川管理者の意向 - ある意味では淀川委敵視の姿勢 - です。

イ．何が問題になっているのかさえも明らかにしない不透明さ

前述の通り、淀川委は連続性・継続性のあるものとして設置されています。「見直し」するにしても、現委員の任期中に処理しきれない課題をどのように次に託すのか、つまり「この先」が見えなくては、現委員も残り任期で責任ある議論は出来ません。

「この先」が決定済みのものでないにしても、何を問題として「休止」というような（乱暴な）見直し議論があるのか、を早々に明らかにするのが設置者としての最低限の責務です。それは次期委員委嘱手続きがあって然るべきとき（2006年夏頃）までになされるべきでした（それが出来ないとすれば「休止」ではなく「継続」であるべき）。

「何が問題となって見直すのか」さえも明らかにしようとしないうあなた（＝布村明彦さん）の姿勢は、「淀川委潰し」というふうを受け取られても仕方のないものです。

2．淀川水系流域委員会の継続性は担保されなければならない - 休止に反対する

河川整備基本方針をうけた河川整備計画を議論するにあたって、それまでの蓄積がなければ単なる「場当たりの感想を述べるだけ」に終わってしまいます。

これは中部地方整備局で設置された「流域委員会」のいくつかを傍聴するなどして、つくづくと感じて居るところです。（中部地整設置の「流域委員会」議論の水準が低いのは、各委員の個人的資質や姿勢の問題では決してありません。）

委員選定、そして庶務を民間委託するなどして、河川管理者との一定の距離を保ちつつ、淀川委委員の努力によって独自に活発に議論を積み重ねてきたことの大きさは、他に比較できない質をもっています。

透明性・公開性・客観性を保ち、質の高い議論をしていく委員会を形成するのは一朝一夕

で出来ることではありません。継続的努力と時間が必要です。
淀川委の蓄積を、一瞬でも断ち切ってはならないのです。

3. 治水事業を遅延させてはならない

多くの人々が氾濫原に居住しているという事実を、河川管理者であるあなた方は常に強調されます（05年12月3日の大阪での日弁連シンポでもそうでしたね）。木曾川水系下流域の「輪中地帯」に居住する私も、そのことは常に念頭にあります。河川管理の最重要課題は治水である、と考えています。

1996年6月、名古屋市本山のある会館で、私は中部地方建設局河川部河川調査官K氏の「河川審答申と河川法の改正」というお話を聴く機会を得ました。

「これからの河川管理のあり方として、透明性・公開性・客観性を高め、住民意見を反映させていこうとしている」という内容でした。「バックデータも住民に明らかにしてくれるのですか？」と私は質問しました。K氏は「その通りです」とおっしゃいました。

以後、私は木曾川流域での「透明性・公開性・客観性」が十分に担保された河川整備計画策定を心待ちにしてきました。その後整備された情報公開制度なども利用しながら、私は私なりに河川管理というものの（中心課題であるとする治水というものの）現状と課題を理解しようと努めて来ました。

私の理解でも、そして河川局から発信されるさまざまな情報からも、「河道 - 洪水調節施設を含む - 内にすべての洪水を押し込めることは不可能」「計画規模を超えた洪水は必ず起こる」ということがはっきりしてきました。

来年度予算にはさ「洪水氾濫域減災対策制度」というような「あふれさせる治水」方針が盛り込まれるようです（「水防災対策特定河川事業」から似たような制度がいくつあったことか・・・）。

「あふれさせる治水」は、住民の理解が得られなければ、到底とれない施策です。「自分の関係する場所には一滴の洪水も入れるな！」という素朴な住民感情を超えたところでの理解を得るには、河川管理者への住民の信頼が不可欠です。

（「あふれさせる治水」と否とにかかわらず）「およそ河川というもの」「当該河川の特性」についての深い知識・専門性の上に立って政治的中立性を保持した「行政」を執行する河川管理者、という住民からの信頼がなければ、どんな立派な整備計画を策定しても、治水事業は前に進みません。

まさにそのためにこそ、透明性の高い「流域委員会」が必要とされたのではないのでしょうか？ 委員の選定から透明性が高い、河川管理者任せではない、自主的でオープンな流域委員会（そうしたものとして淀川委は、全国の河川流域住民の高い評価を得ています）。こうした信頼される機関があれば、河川法16条の2第4項の運用もスムーズなものとなり、未来志向で策定される河川整備計画（河川管理者の責任において策定される！）も画餅に帰すことはないでしょう。

繰り返し述べます。自主的でオープンな、住民の信頼を得る流域委員会の存在が、それを設置した河川管理者への信頼に繋がるのです。

こうした自主的でオープンな流域委員会を敵視し、昔ながらの「審議会形式」へと押し込めようとする（少なくともそのように見える）河川管理者は、住民の信頼を得ることはできません。

河川管理者への不信を広げることは、即ち全国の治水事業を遅らせることになるのです。

「治水は果てることのない事業なのである」…これは国交省が被告となっている水害訴訟での被告準備書面の一節です（つまり河川局のおっしゃっていることです）

だからこそ、布村明彦さん、あなたは説明責任を果たさねばなりません。今のような不信の中で淀川委の連続性・継続性を断ち切ってはなりません。断ち切ってしまうと、全国の河川の治水事業の遅延に繋がります。それは、時に牙をむく河川流域で暮らす住民にとってはもちろん、河川局にとっても大変不幸なことです。

布村明彦さん、淀川委「休止」は、全国の治水事業の進捗を困難にするものである、ということ十分に自覚して下さい。

淀川委休止方針を撤回して下さい。

以上

『住民参加のさらなる進化に向けて』
 = 住民参加部会(案)の欠陥 =

2006-11-23

自然愛・環境問題研究所
 総括研究員 浅野隆彦

標題も掲げ、真摯に熱心に議論して頂いている事に感謝を表します。しかし、流域住民には、小難しく浮き上がった議論のように映っているようです。私も、以下に述べる理由で、現在(案)が根本的な改革の意志を持っていないのではないかとの大疑念があります。

「住民参加のさらなる進化に向けて」と言うならば、その進化を妨げている問題の指摘、その解決の方策を示すべきです。「委員会の体止問題」で明らかになってきているように、「流川モデル」は河川管理者の「特別な計らい」のもとで得られた特殊な舞台であった。「住民参加の実質」は限られた要件内で、ちよっぴり許されただけであった。流域住民がそれで満足していると鬼わないで頂きたい。本物の「河川民庄々義」を確実に手に入れたいと考えているからです。

哲学者の内山節さんが、「河川における専門性と非専門性へ新たな合意形成をめざして」という著作の中で述べているように、『河川の管理権を地域の人々に返すことである。河川を自分達の手の届くところに置くことによって、地域と流域の関係、流域と水利用の関係などを調整する力を、流域の人々が持つようにならなければ、永遠に合意形成はありえない。』のです。私達流域住民に「形だけの意見聴取と反映」を同意させるような意見書を作らないで頂きたい。

「真の住民参加」になり得ない官僚主導の方策が残る意見書は、「新たな河川整備をめざして」と逆行するものです。

《私たちは河川に深く関わり、現実的に実際的に、その人間社会との関係のあり方を、実質的に決定できる存在にならなければならぬのです。》それこそが、「真の住民参加」と言える唯一の方策であります。

その為には、現代社会では法律を新しく作るか、改正をしなければ、その保障が生まれません。

財務省主計局の管掌となる「公共事業事前評価法」を立法し、公募による流域住民等が全体の1/2以上、学識経験者1/4未満、河川管理者・行政1/4未満の構成による「河川事業事前評価協議会」を立上げる。事務局は中立を誓約したシンクタンク・コンサルタントとし、協議会の実施予算は財務省予算からとします。環境アセスメント・費用対効果を手初めに、河川整備基本方針・河川整備計画案まで、協議・決定ができる権限をもつ。このような仕組みを作る方向を示さなければ、「住民意見の聴取・反映」もいくら唱えても「絵に描いた餅」に過ぎません。法律で保障されない状態で、実際的に「真の住民参加」が得られるのか、どうか、そこを深くお考え頂きたい。意見書では「法の不備」を強く指摘されるよう希望いたします。

河川管理者よ！住民だって泣いている

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会を2月から休止すると言う。大変落胆させられた。はっきり言って、言葉では言いつくせない思いだ。だがそれは、私よりもっとやりきれない思いの方が他にたくさんおられると思うので、あえて言わない。なぜなのか。いろいろと聞くけれど、つまり淀川の河川整備について河川局での基本方針の審議が滞り(わざと進めていないの?)、近畿地方整備局が河川整備計画案を流域委員会に示すことができないので、流域委員会はそのあいだ休んでもらうのだそうだ。休むんなら、休んだときの委員に続けて審議してもらわないと困ったことになるでしょう?原案が出たのに、そのとき今までとは違う人がまったく違う意見を言ったら、混乱するでしょう。それとも、違う意見を言われるのを予測して、その方々にあわせた原案を作るようにするのかな?器用なものですな。

これは、現淀川水系流域委員会の実質上の解散ということだけではない。河川法改正以来、河川管理者が目指してきた「新たな河川整備計画づくり」が、長良川河口堰以前の、住民と河川管理者が対立し河川整備が行き詰ってしまう、不幸な時代に逆行してしまうことになる。それを河川管理者が選択すると宣言したも同然なのだ。この状況に一番とまどい悲しんでいるのは、他ならぬ現場の河川管理者だろう。淀川では、流域委員会が始まってからずっと河川管理者と議論しあい、河川管理者は、より緊急性の高いもの、できることは、実際に調査検討・実施までやってきてくれた。

9月25日読売新聞日刊の「堤防強化」についての記事によれば、浸透の安全基準を満たしていない堤防の調査は対象区間10,204kmのうち、平均で6割弱しか進んでいない。江戸川でも80%なのに、淀川水系の川は100%だ。「さすが淀川水系の河川管理者はすごい」と我がことのように誇らしかった。実際そのおかげで、私の住む地域はデルタ地帯で一か所でも破堤すれば大災害になるところだが、一番破堤の危険のある箇所は去年度すでに堤防強化を実施してもらえた。地域の人たちはとても喜んでいる。絶滅危惧種の保護対策や外来種対策も、最優先で進めてくれている。琵琶湖の固有種を守るために、住民とともに河川管理者が休みを返上して、稚魚が琵琶湖に戻るように水路を手掘りで掘ってくれた。淀川のワンドも、つくったものが機能するように試行錯誤をくり返してくれている。猪名川では、対話討論会がきっかけで「猪名川クリーン作戦」の実行委員会が立ち上げられ、住民といっしょに多くの河川管理者が、猪名川の清掃に参加してくれた。河川整備計画などでできていなくても、河川管理者はせいっぱいできることに取り組んでくれたし、住民はむしろその方が助かっている。河川管理者だって大変だっただろうけれど、住民と対立するより、住民に喜んでもらえる実感がある方が、やりがいもあったんじゃないかな。少なくとも、私は楽しかった。流域委員も河川管理者も庶務さんも傍聴者もみんなでいっしょに「新たな川づくり」の夢を共有できて。

河川整備計画ができないと川づくりが動かないと思込んでいるのは、現場を知らない人たちにちがいない。淀川水系の河川管理者は、流域委員会に責められるからではなく自らの意思で仕事をしてきた。流域委員会の意見を聞き、住民の声に耳をかたむけ、現場の判断で川づくりに取り組んできたのだ。それが、住民にとってもありがたかった。今多くの住民が、川づくりが変わることを期待して、それぞれに川に関わる活動を始めている。河川整備計画ができていないことなど、気にする人はいない。自分たちがいっしょうけんめいに働かないでいて「現場が先行するのは困るから、止めてしまえ」というのは、なんともしけない。自分がそこまで働きたくないなら、せめて現場の判断を信用すべきなんじゃないか。

部下を信じられない上司なんて、悲しいじゃないか。不況の中、倒産の危機から立ち直った企業は、社員一人ひとりの能力を引き出すことに成功している。トップダウンでしか動けない企業は生き残れない時代だ。上司が部下を信用せず、あくまでトップダウンで事を進めようとする組織なんて、滅びるしかないじゃないか。国土交通省河川局だけは、変わってくれると信じてきたのに。本当に悲しい。

このまま流域委員会を休止して、流域委員の意見を聞かず、住民の声にも耳をかたむけず、現場の判断も信じずに河川整備計画を策定するのなら、河川一つ一つの実情にあった、その川を愛する住民の納得のいく計画になるはずがない。河川管理者が、長良川河口堰以前のトップダウンの整備計画作りのやり方に戻すのなら、住民も覚悟して受けて立つしかない。愛する川のために、愛する地域のために。納得できる計画に変えてもらえるように住民運動で対抗するしかない。

河川管理者の多くは、住民運動をする人間につらい思いをさせられてきただろう。けれども、住民の目だってふし穴じゃない。今目の前にいる河川管理者が立場上そこにいるだけで、本当に対立した考えを持っている人間は別にいることなど、百も承知だ。その人たちしか姿を見せてくれないから、しかたなしに仮の敵としているに過ぎない。責めながら、相手も仕事で気の毒だと思っている。だけど、こちらだって成果が上がるとは限らない反対運動のために多くの住民を巻き込んでいる。協力してくれる人々を失望させるわけにはいかない。誰よりも声高に、河川管理者を親の仇のように責めなければ、人はついてきてくれない。心の中で、気の毒に思うことしかできない。責められる河川管理者もたまらないだろうが、住民だって、悲しみを秘めて戦ってきたのだ。淀川水系流域委員会ができて「これからは新しい形で河川整備計画に関わることができる。河川管理者を責めずにすむ」と、住民運動で戦ってきた多くのひとたちが期待を持ったことだろう。今、全国でその人たちが泣いている。痛みを感じずに、人を責める人間などいない。

(なんだか、流域委員会向けの意見じゃなくなっていました。すいません)

今本委員長の「堤防強化を急ぐべき」との提言は、たびたび水害に見舞われた歴史を持つのに堤防が高くなって水害の記憶が遠ざかり、結果町に人が住みすぎて、実は砂だらけのもろい堤防が洪水から地域を守る唯一の砦である地域の住民にとって、待ち望んだ治水論だった。去る8月22日、記録的な集中豪雨により、私の地域は、かねてから心配したとおり、内水によって床上を含む浸水被害が起きた。これに堤防の破堤が加われば、輪中堤の中は壊滅的な被害になる。しかも、他より低く真っ先に越水するのに、高くすることも厚くすることも不可能な場所がある。流域委員会休止といっしょに、対越水堤防も立ち消えになるのではないかと心配で仕方がない。流域委員会で学ばせてもらったからこそ、私は地域を見直し、愛する地域のためにやらねばならないことに出会った。教えてくださった委員の先生方、河川管理者の皆さん、先輩の住民運動家の方たちに感謝している。しかし河川整備計画がいつできるにしても、納得のいくものにならないと予測できるなら、今から準備を始めるしかない。今までいっしょに「新たな川づくり」をめざしてくださった皆さん、ありがとう。私は「ハイブリッド堤防」をめざして住民運動を始めます。どうか、心の内はお察しください。(泣いてるよ)

今、地域の方に自分の考えをぶつけてみようかと集会を計画している。今本先生に基調講演をしていたく予定だ。河川管理者の中にさえ誤解している人が多いけど、今本先生の考えは決して「脱ダム」ではない。防災研究所の所長として災害現場に何度も立ち会って「何とかこの悲しみを止めたい。破堤の輪廻を止めたい」とやむにやまれぬ思いから今の「真の治水論」に行きついたに過ぎない。それを住民に伝え、地域を見直すきっかけにしてもらうつもりだ。次の委員会までには案内を準備します。ダムを離れた今本先生の治水論を聞きたい方、阪急園田にお気軽にいらしてください。